

令和2年2月28日

新型コロナウイルス感染症に係る社会体育・社会教育施設における子どもを対象とした利用について

霧島市スポーツ・文化振興課
霧島市教育委員会社会教育課

令和2年2月27日に政府が新型コロナウイルス感染症対策として、春休みに入るまで全国の小中学校、高校や特別支援学校を臨時休校にする要請を行いました。

「何よりも子どもの健康、安全を第一に考えた」要請の趣旨を踏まえ、霧島市立体育館や公民館等の施設における子ども（小・中・高校生）を対象としたイベントや集会などの利用許可を以下の期間自粛します。

《自粛期間》

令和2年2月29日（土）～令和2年3月25日（水）

また、本内容は令和2年2月28日現在の対応であり、今後は、國の方針の変更に伴い内容が変更されることもあります。

市民の皆さまのご理解とご協力をいただきますよう、お願ひいたします。